

骨子案

平成 25 年 7 月 23 日

1. 問題の所在

本ワーキンググループにおいて、現行の廃炉に係る料金・会計制度について原子力発電所の廃炉の実態を踏まえた検証を行った結果、以下の課題が確認された。

(1) 運転終了後の原子力発電設備の簿価の扱い

① 現状

原子力発電所は、運転終了後も一定期間にわたって放射性物質の施設外への拡散防止や遮へいなどの安全機能を維持する必要があるが、運転終了を機に、個々の設備の役割の有無にかかわらず減価償却を停止し、ユニット全体で残存簿価を一括費用計上することとなっている。更に、当該費用が特別損失として処理される場合には、料金原価に算入されていない。

② 課題

(a) 上記のような料金原価上の取扱い及び会計処理では、本来的には電気料金で回収することが認められていた費用が実際には回収できなくなる可能性がある。電気料金で回収できない多額の費用が発生した場合、電力会社の財務的な基盤が毀損され、電力の安定供給や円滑かつ安全な廃止措置にも支障が生じるおそれがある。

(b) 事故炉の廃止措置に向けて新たに取得する設備(資本的支出)について、昨年の東京電力の料金改定の際に、東電福島第一原発 1～4 号機の安定化維持費用は料金原価に算入することとした一方で、資本的支出は事業者自ら特別損失として処理し、以降は減価償却費が発生しないため料金原価に算入されないこととした例がある。こうした料金原価上の取扱い及び会計処理を維持する場合、電力会社の財務的な基盤が毀損され、電力の安定供給や円滑かつ安全な廃止措置にも支障が生じるおそれがある。

(2) 原子力発電施設解体引当金の引当方法・期間

① 現状

電力会社は、毎年度、原子力発電所一基毎の廃止措置に要する総見積額を算定し、経済産業大臣の承認を得た上で、発電所一基毎の発電実績に応じて解体引当金を引き当てることを義務付けられている。

② 課題

- (a) 東電福島第一原発事故以降、原子力発電所の長期停止が続いており、生産高比例法の下では解体引当金の引当がほとんど進んでいない状況にある。今後、バックフィットを求める新規制基準の導入等を見据えた場合、平均的な設備利用率を確実に見通すことがより困難となり、生産高比例法の前提となる想定総発電電力量の設定が難しくなるおそれがある。
- (b) また、運転を終了すれば引当を行えない仕組みとなっており、想定より早期に廃炉となる場合など、解体引当金が総見積額に達しないまま運転終了する可能性がある。こうした場合、現行制度では、運転終了時点で解体引当金の引当が総見積額に達していなければ、未引当相当額が一括費用計上されることとなっている。
- (c) 上記のような料金原価上の取扱い及び会計処理では、本来的には電気料金で回収することが認められていた費用が実際には回収できなくなる可能性がある。電気料金で回収できない多額の費用が発生した場合、電力会社の財務的な基盤が毀損されることとなれば、電力の安定供給や円滑かつ安全な廃止措置にも支障が生じるおそれがある。

2. 対応方針（案）

本ワーキンググループにおける議論を踏まえ、発電と廃炉が一体の事業であるとの考え方に立ち、廃炉に係る現行の料金・会計制度を、廃炉に必要な財務的な基盤を確保する上で適切なものとするべく、実態に即した見直しを行う。

(1) 原子力発電設備の減価償却制度の見直し

- ① 廃止措置中も電気事業の一環として事業の用に供される設備については、
 - (ア) 原子力を利用して電気の供給を行うに当たっては、運転終了後も長期にわたる廃止措置が着実に行われることが大前提であり、廃止措置を完遂するまでが電気事業の一環であること
 - (イ) 運転終了後も役割を果たす設備については、廃止措置期間中の安全機能を維持することも念頭に追加や更新のための設備投資が行われており、引き続き使用している実態があることを踏まえれば、その減価償却費を料金原価に含め得ることとし、運転終了後も資産計上することとしてはどうか。

- ② また、事故炉の廃止措置に向けて新たに取得する設備についても同様の考え方に立ち、例えば東京電力の場合、「東京電力（株）福島第一原子力発電所 1～4 号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」に記載の設備について、既に災害損失引当金において見積もられた設備のほかに事故炉の廃止措置に向けて新たに設備の取得が必要となる場合には、その減価償却費を料金原価に含め得ることとし、資産計上することとしてはどうか。

(2) 原子力発電施設解体引当金制度の見直し

- ① 引当方法については、原子力発電所の稼働状況にかかわらず着実に解体引当金の引当を進めるため、現行の生産高比例法から定額法又は定率法とすることが考えられるが、世代間負担の公平性を重視し、各期の引当額を平準化する観点から、定額法を採用することとしてはどうか。

② 引当期間については、

(ア) 運転終了後も系統除染や安全貯蔵等の工程があり、直ちに解体が本格化するものではないこと

(イ) 廃止措置中も電気事業の一環として事業の用に供される設備があること

を踏まえ、実際に解体が本格化するまでの間、運転終了後であっても引当を継続することとしてはどうか。（別紙：引当期間）

3. 料金負担との関係

(1) 廃止措置中も電気事業の一環として事業の用に供される設備の減価償却費計上による料金負担

① 通常の廃炉の場合

廃止措置中も電気事業の一環として事業の用に供される設備について運転終了後も減価償却を継続することとなれば、廃炉決定後は、廃炉決定時の残存簿価から発電のみに使用する設備の簿価を減じた額が各期に費用配分されていくこととなる。

その費用は、運転中に原価算入されている減価償却費より大きくなりなないことから、廃炉を決定する前の電気料金に対しては追加負担の要因とはならない。一方、運転終了時の残存簿価が一括費用計上され料金原価に算入されないときと比較すると追加負担の要因となる。

② 事故炉の廃炉の場合

事故炉の廃止措置に向けて新たに取得する設備の減価償却費を料金原価に含め得ることとすれば、追加負担の要因となる可能性がある。

(2) 解体引当金の引当方法変更及び運転終了後の引当継続による料金負担

原子力発電所の稼働状況にかかわらず着実に引当を進めるため定額法とし、運転終了後も実際に解体が本格化するまでの間は引当を継続することとした場合、運転中は、通常、想定通りに稼働することを念頭に料金原価に算入されていることを前提とすれば、廃炉を決定する前の電気料金に対して追加負担の要因とはならない。一方、運転終了時に引当金が十分な額に達しておらず未引当相当額が一括費用計上され料金原価に算入されなかったときと比較すると追加負担の要因となる。

(3) 料金査定との関係

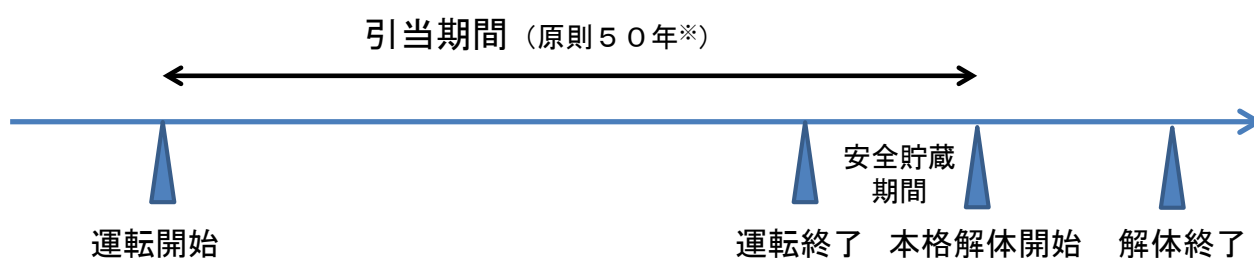
仮に、上記 2. (1) 及び (2) のとおり一定の費用を料金原価に含めうるとの結論を得たとしても、それを反映した料金改定を行うかどうかは事業者の判断であり、制度措置を踏まえて各事業者がこれらの費用を原価算入して料金改定の認可申請を提出する場合、電気料金審査専門小委員会における中立的・客観的な検討を踏まえ、最大限の経営効率化努力を踏まえたものであるかどうか厳正に審査を行うこととなる。

（別紙）引当期間

運転終了後であっても、実際に解体が本格化するまでの間は引当を継続することとする。引当期間について、具体的には、

- （１）現在の実際の廃止措置計画における安全貯蔵期間は、東海発電所は 13 年、浜岡 1, 2 号機は 14 年として設定されている実態と、廃炉費用は早期に回収すべきという観点を考慮し、運転期間 40 年に、安全貯蔵期間 10 年を加えた期間（50 年）を原則的な引当期間とすることとしてはどうか。
- （２）また、仮に 40 年より早期に運転を終了した場合は、上記と同じ考え方に立ち、運転期間に安全貯蔵期間（10 年）を加えた期間を引当期間としてはどうか（例：20 年時点で運転終了した場合は、引当期間は 30 年）。
- （３）一方、安全貯蔵期間は、個々の廃止措置計画において 10 年未満の長さとなることも考えられ、その場合は本格的な解体が開始する時点（安全貯蔵期間の終了時点）までに引当を完了すべきであることから、安全貯蔵期間が 10 年未満として実際の廃止措置計画が認可された場合には、引当期間を「運転開始から安全貯蔵期間の終了時点」に変更することとしてはどうか。（ただし、安全貯蔵期間が 10 年以上となった場合は引当期間は延長しない。）

<イメージ>



※ 40 年より早期に運転終了となれば、運転期間 + 10 年間
安全貯蔵期間が 10 年未満となれば、運転期間 + 安全貯蔵期間

以 上